

道央廃棄物処理組合職員定数条例

(平成26年4月1日条例第6号)
改正
(令和2年3月31日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第200条第6項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合に常時勤務する一般職の職員（会計年度任用職員、臨時的任用又は非常勤の職員を除く。）の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 8人
- (2) 議会の職員 2人
- (3) 監査委員の職員 2人
- (4) 公平委員会の職員 2人

2 前項第2号から第4号までの職員は、同項第1号の職員が兼ねることができる。

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条の定数外とする。

- (1) 休職者
- (2) 育児休業をしている者
- (3) 兼務者

2 前項第1号及び第2号の職員が復職し、又は職務に復帰することにより前条の定数を超えることとなるときは、その定数に欠員が生ずるまでの間、当該職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。